

公営住宅等の入居者を募集します

税務定住課

受付期間	令和4年8月1日(月)～8月15日(月)
受付場所	税務定住課住まい室
募集戸数	公営住宅2戸・特定公共賃貸住宅2戸
お申し込みに必要なもの	<p>1.入居申込書 2.住宅等状況申告書 3.所得の状況が確認できる書類(所得証明、源泉徴収票など) 4.地方税の滞納が無い事を証明する書類 5.世帯全員分の住民票(町外の方のみ)※本籍地の表示は不要 6.その他必要と認める書類 7.印鑑</p> <p>※3・4の書類は、入居予定者の中で所得のある方全員分を提出してください。 ※3の書類について、前年と申込時点とで職場が変わっている場合、新しい職場の給与証明が必要となります。(詳細はお問い合わせください。) ※申込の際には、必ず「<u>公営住宅入居申込案内(申込前に読むしおり)</u>」をご確認ください。 ※下線のついている書類は、税務定住課住まい室に用意してあります。</p>

●公営住宅

	募集団地	住 所	戸数・家賃	建築年・構造・設備等	そ の 他
①	南町1丁目 団地A2	南町1丁目14番	・1戸 ・1階2LDK(74.31㎡) ・26,600円～52,200円	・2016(平成28年) ・木造平屋建て(ロフト付き) ・物置、駐車場2台	・調理器(ガス)、灯油暖房機(FF式)、 網戸は各自用意。
②	西8号 団地A3	西町8丁目4番	・1戸 ・3階3LDK(71.33㎡) ・20,000円～39,400円	・1988(昭和63年) ・耐火構造3階建て ・物置、駐車場1台	・調理器(ガス)、灯油暖房機(煙突)、照 明設備は各自用意。 ・自治会管理の共同灯及びポンプ電気 代、除雪費用が別途かかります。

入居資格

1. 原則、同居または同居しようとする親族がいる方
(60歳以上、障害者手帳の所持者、生活保護受給者など単身で申し込める場合があります)
※不自然な合体・分離をした世帯については、申し込むことはできません。(DV被害者の方を除く。)
※婚約者(6カ月以内に入籍)及び内縁関係にある者を同居者とする事も可能です。(詳細はお問い合わせください。)
 2. 町内会への入会及び町内会費の納入できる方
 3. 法の規定により算出した月額所得(世帯全員分)が15万8千円以下
※ただし、次のいずれかの要件に該当する場合は、月額所得(世帯全員分)が21万4千円以下となります。
 - ・小学校就学の始期に達するまでの方がいる場合
 - ・身体障がい等級1級から4級までの方がいる場合
 - ・精神障がい等級1級から3級までの方がいる場合、知的障がい(精神障がいの程度に相当)の方がいる場合
- ※上記の外にも要件がありますので、お問い合わせ下さい。

●特定公共賃貸住宅

	募集団地	場 所	間取り・戸数・家賃	建築年・構造・設備等	そ の 他
①	アヴェニール I (単身用)	西町1丁目9番	・1戸(2階) ・1階1LDK(37.2㎡) ・30,400円～40,200円	・1994(平成6年) ・耐火構造2階建て ・物置付き ・駐車場1台	・オール電化、家賃の他に温水器、暖 房機、調理器のリース料(月額6,000円 程度)の負担があります ・自治会管理の共同灯及びポンプ電気 代、除雪費用が別途かかります。
②	アヴェニール I (単身用)	西町1丁目9番	・1戸(2階) ・2階1LDK(37.2㎡) ・30,400円～40,200円	・1994(平成6年) ・耐火構造2階建て ・物置付き ・駐車場1台	・オール電化、家賃の他に温水器、暖 房機、調理器のリース料(月額6,000円 程度)の負担があります ・自治会管理の共同灯及びポンプ電気 代、除雪費用が別途かかります。

入居資格

- 町内に住所または勤務地を有する方、本町に居住を希望されている方で次の要件に該当する方
1. 収入金額が国で定める収入基準の範囲内の方、または入居後所得の上昇が見込まれる方
 2. 町内会への入会及び町内会費の納入できる方
- ※詳細はお問合せください

注意事項

- ・申込の際は、必ず東川町公営住宅入居申込案内をご確認ください。(税務定住課住まい室で配布)
- ・入居申込者または同居親族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に該当する場合は入居できません。
- ・室内・室外でペット飼育は認められません。
- ・ここに記載の家賃は、この住宅の最高家賃ではありません。(長期間居住され所得が増えた場合には、家賃が最大10万円を超える場合があります。)

選考方法

入居者選考委員会を開催し、入居者を決定します。

入居期限

8月末 ※原則期限迄に入居手続きを完了することが要件となっています。

敷金

家賃の3カ月分

連帯保証人

入居者が家賃滞納等をした際に、代わって弁済することが可能な程度の定期的な収入がある方2人。

お問い合わせ

税務定住課住まい室 ☎82-2111(内線115、116)